「ガソリン不当廉売ガイドライン」の改定のポイント①



参考

1. 総販売原価のより精緻な把握

① 共通経費の配賦の考え方の 明確化



配賦基準として 売上高、売上総利益、利用割合等を例示

- ② 本社等経費及び人件費の 的確な把握
- 総販売原価に含まれることを明記
- 必要に応じて<mark>根拠資料の提出等を求める</mark> ことを明記

③ クレジットカード決済手数料 及びポイント還元費の把握



- クレジットカード手数料は可変的性質を 持つ費用と推定されることを明記
- ポイント提供が対価の実質的な値引きと 判断される要素について明記

2. 影響要件の明確化

「他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれ」のある事案の明確化



過去の排除措置命令事例及び警告事例を記載

(排除措置命令や警告に至らない場合であっても、不当廉売につながるおそれのある行為に対して多数の「注意」を行っていることも併記)

「ガソリン不当廉売ガイドライン」の改定のポイント②



3. より実効性のある事件処理

① 厳正に対処する事案を例示して 現行の記載を具体化



- ① 大規模なSS(月商750kl以上)に係る事案
- ② 新規参入した事業規模の大きな事業者の SSと周辺SSとの対抗的な値下げの事案
- ③ 1年以内に注意を受けたSSに係る実質的 仕入原価割れの事案

② 繰り返し注意を受ける事業者に 対する取組の強化



- 複数の給油所を運営する事業者にあって は、本社責任者に注意を行うことを記載
- 注意を行った後も、販売価格等について 報告を求めるなどして問題がみられる場合には早期に対処することを記載